

# 「玉野山田荘看取りに関する指針」

- I. 趣旨
- II. 看取りケアの目的と定義
- III. 看取りケア体制と実施
- IV. 看取りケア管理組織と構成
- V. 看取りケアの理念

特別養護老人ホーム 玉野山田荘

# 「玉野山田荘看取りに関する指針」

## I. 趣旨

本指針は特別養護老人ホームでの看取りケアについて取り扱う。

## II. 看取りケアの目的と定義

(目的)

### 第1条

特別養護老人ホーム玉野山田荘（以下、「当施設」という）は、利用者と共に生き、共に感じながら、利用者の尊厳を支える生活支援をしている。その利用者が人生の終焉を迎えた時、必要な医療・看護と連携を図り、これまでの介護関係を維持し、利用者の尊厳をさらに深め、守り、家族をはじめ周りの方々の意向も尊重し、看取り期のケアを行なうことを目的とする。

(定義)

### 第2条

当施設では看取りケアを以下のように定義する。

「利用者が、疾患あるいは障害または加齢により自然治癒力の低下が著しくなり、治療による改善の可能性が認められないと診断された場合、愛する人に支えられて利用者の望む方向・意思を最大限に尊重すると共に家族等の意向も尊重し、その利用者の残された『いのち・暮らし・時間』がより安全・安楽・安心に過ごせるよう、専門的ケアを提供し、安らかな人生の終焉が迎えられようように総合的な援助をさせていただくこと」

(看取りケア実施の要件)

### 第3条

1. 当施設は、看取りケアに関する理念を持ち、理念に基づき質の高いサービスを行なう。
2. ケア実施にあたり、医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示を得ながら看取り期には多くの職種協働体制（生活相談員・介護支援専門員・看護職員・介護職員・機能訓練指導員・管理栄養士または栄養士・調理員等）のもとで利用者及び家族等の尊厳を支える看取りケアに努める。
3. 利用者の「豊かな生と安らかな死」を迎えるために、その限りある生命を精一杯生きることができるよう支援を行なう。
4. 看取り期の場所の選択（在宅・医療機関・施設等）については、本人ならびに家族等に施設サービス等を十分説明し、意向の確認と、それぞれに応じた支援を行なう。
5. 施設においての看取りケアを選択した場合は、所定の意向確認同意書にて最終確認をする。
6. 介護保険法の看取り介護加算の算定要件を理解し、要件に沿った体制を整備する。

## III. 看取りケア体制と実施

(看取りケア体制)

### 第4条

1. 看取りケア実施にあたり、嘱託医師ならびに協力病院等との密なる連携を図り、利用者の容態の変化

に関する情報を共有し、看取りケアの協力体制を構築する。

2. 看護職員は医師の指示を受けて看護職員責任者のもとで、利用者の苦痛の除去ならびに緩和等に努め、安らかな状態が維持できるよう状況把握を徹底する。
3. 利用者の状況を観察し十分に把握した後、家族等に十分説明し理解を得て、その都度意向の確認を行なう。
4. 医師ならびに各職種による看取り期における見解を受けて、看取りケアプラン立案に向けたカンファレンスを行なう。
5. ケアプラン立案までの過程
  - ※ 家族意向の確認を受けた生活相談員はその情報を介護支援専門員に伝える。
  - ※ 介護支援専門員は、看護職員から医療対応状況の情報を得る。
  - ※ 介護職員による日常生活支援上の情報を得る。
  - ※ 管理栄養士による栄養ケアマネジメント情報を得る。
  - ※ 介護支援専門員は総合的な情報をもとに、施設のアセスメントツールを用いて看取りケアプランを立案し、すべての職種担当者と共にカンファレンスを開催し、ケアの方針を合意し決定する。
  - ※ ケアプラン作成時または作成後、本人又は家族等に説明しケア実施の同意を得る。
6. 看取りケアプランに沿ってケアを実施する。
7. 看取りケアの実践をモニタリングし、プランの修正・変更については、その都度カンファレンスを開催し、本人又は家族等の同意を得る。

#### IV. 看取りケア管理組織と構成

(管理組織)

##### 第5条

1. 当施設の看取りケア管理組織は、次の職種をもって構成する。
2. 管理責任者は施設長を充て、会務を統括する。
3. 構成員は、次の各職種担当者をもって充てる。
  - ① 施設長
  - ② 嘱託医師
  - ③ 看護職員
  - ④ 生活相談員
  - ⑤ 介護支援専門員
  - ⑥ 管理栄養士
  - ⑦ 介護職員

#### V. 看取りケアの理念

(看取りケア実施上の基本的理念)

##### 第6条

1. 当施設における看取りケア理念は、以下の通りとする。

「人生の終末期に向かった時、その時点で残存力・もてる力・エネルギーを、意識の有無にかかわらず、身近な人々と共に心を通わせ、望む方向に振り向いていけるよう援助する」

2. 看取りケア理念を遂行するために、以下の看取りケア実施上の基本的理念（看取りケアを選択する際の行動基準）を理解し、より良い看取りケアが行なえるよう努力する。

※ 日々のケアの延長線上にあり、特別な事ではなく日常のケアの充実が基本となる。

※ 看取りケアは原則として、医師により診断（医学的に回復の見込みがないと判断した時に積極的に治療しない状態）された時を開始とする。しかし、利用者の容態に応じて看取りケアの必要性を感じた時点でマニュアルに沿い、それぞれの段階に即した看取りケア方針を立てる。

※ 看取りケアは、死を受入れようとしている人の安心感を創造することである。そのためには、職種の専門性と役割の明確化はもとより、ケアする者の生命の価値観・人生観や死生観を育てる場となりうることを前提とする。

※ たとえ看取り期にあっても、残されたいのちが決められていたとしても、その限りあるいのちを精一杯生きることができる支援を行なう。

※ 苦痛の緩和に努め、安寧な時間と空間を創る看取りケアの技術を構築する。

※ 家族等へのグリーフケアによって安心感を与え、ケアへの信頼感につながるものとする。

※ 看取りケア理念等職員教育により、看取りケアの本質を高めていく。

#### （看取りケアの環境整備）

##### 第7条

1. 尊厳ある安らかな最期を迎えるために、その人らしい人生を全うするための看取りケアの総合的環境（ソフト面・ハード面）整備を図る。
2. 看取りケアに関して、家族の思いに寄り添い、また協力体制（家族の付き添い・宿泊・面会等）が円滑にできる施設環境を整備し提供する。

#### （看取りケアの記録）

##### 第8条

看取りケアに携わる者はその記録等の整備・保管に努める。

※ 看取りケア同意書及び本人ならびに家族の意向確認記録（生活相談員・介護支援専門員）

※ 医師の指示書（看護職員）

※ 看取りケアプラン書（介護支援専門員）

※ 経過観察ならびにケア実施記録（看護職員・介護職員）

※ 看取りケアカンファレンスの記録（介護支援専門員）

#### （職種の役割）

##### 第9条

看取りケアにおける職種の役割

##### 施設管理者

- ① 看取りケアに関する施設方針の提示
- ② 看取りケア実践状況の把握と統括
- ③ 看取りケアに関する諸問題・課題解決の統括

##### 医師

- ① 看取りケア段階の診断

## 介護職員

- ① きめ細かな日常生活の、より質の高い基本的ケアの実践
- ② 看護職員の指示・指導による医療的看護等の補助
- ③ 身体的・精神的苦痛緩和のケア
- ④ 霊的苦痛（スピリチュアルペイン）の緩和ケア
- ⑤ 看護職員との連携を密に危篤時ケアの実施
- ⑥ 看取りケアカンファレンスの参加
- ⑦ 死後のケア（エンゼルケア）の実施
- ⑧ 家族へのグリーフケア
- ⑨ 看取りケアのモニタリング

（看取りケアの緊急時体制） ※「緊急時対応マニュアル」及び「看取りケアマニュアル」参照

### 第 10 条

1. 看取りケアの段階における緊急体制を整備し、医療との連携態勢・家族連絡態勢を周知徹底し、不測のない緊急時の対応を実施する。
2. 家族の意向の変化により、医療志向または在宅志向の場合は、適時施設外サービスの提供を行なう。

（看取りケアの実施内容）

### 第 11 条

看取りケアの目標を 1)「残された日々の生活の安定と充実」 2)「孤独感を感じさせないコミュニケーション」 3)「豊かなその人らしい生と安らかな死への誘い」とし、以下に掲げるケアを特に心掛けて全職種に周知徹底する。

#### ① 苦痛の緩和

##### <身体面>

利用者の身体状況に応じて、体力の消耗を最小にするよう心掛け、安楽な体位の工夫及び疼痛緩和等のケアを適切に行なう。（医師の指示による緩和ケアも含め、日常的ケアによる緩和ケアの実施）

##### <精神面>

身体機能の衰弱に伴う意識レベルの低下は、言語的コミュニケーションが取れなくなり、より精神的苦痛を伴うことを理解し、スキンシップ・タッチングケア・寄り添うケア・フットケア・ハンドケア等を行ない、非言語的コミュニケーションによるケアを行なう。

##### <霊的苦痛（スピリチュアルペイン）>

死への不安・死後の心配等、死を間際に行っている人の心の支えを家族と共に行ない、利用者主体でその思いに応えられるように態勢の整備と苦痛の緩和に努める。

#### ② 栄養と水分

看取りケアにあたっては多職種と協力し、利用者の食事・水分摂取状況ならびに尿量等排泄物の状

- ② 家族への説明
- ③ 緊急時、夜間帯の対応と指示
- ④ 各医療機関との連絡調整
- ⑤ 死亡確認・死亡診断書等関係記録の記載

#### 生活相談員

- ① 本人又は家族等の看取りケアに関する考え及び意向の確認
- ② 看取りケア同意書の整備・統括管理
- ③ 家族意向等他職種への伝達と周知徹底
- ④ 介護支援専門員との連携とケア方針の確認
- ⑤ 医療体制の確認
- ⑥ 死亡時の諸手続きならびに家族への助言及び支援
- ⑦ 死亡後の諸手続きの完備

#### 介護支援専門員

- ① 生活相談員との連携による本人又は家族意向の確認
- ② 看護職員との連携による医療情報・看護上のケア情報の収集
- ③ 介護職員よりケアの実践情報収集
- ④ 情報収集と看取りケアマニュアルに沿い、変化に応じてその都度ケアプランの立案
- ⑤ 看取りケアカンファレンスを開催しケアプランの決定
- ⑥ 家族への説明と同意の確認
- ⑦ 看取りケアのモニタリング

#### 看護職員

- ① 医師・協力病院との連携強化
- ② 家族との密なる連携
- ③ 看取りケアの評価
- ④ 身体的・精神的苦痛の緩和ケア
- ⑤ 霊的苦痛（スピリチュアルペイン）の緩和ケア
- ⑥ 苦痛緩和に関する看護職員との連携と周知徹底
- ⑦ 急変時対応の統括
- ⑧ 夜間緊急時の対応・オンコール体制の充実 ※「緊急時連絡体制指針」参照
- ⑨ 危篤時ケアの実践と介護職員に対する危篤時ケアのリード
- ⑩ 看取りケアカンファレンスの参加
- ⑪ 家族へのグリーフケア
- ⑫ 死後のケア（エンゼルケア）のリード
- ⑬ 看取りケアのモニタリング

#### 管理栄養士

- ① 看取り期における栄養ケアマネジメントとモニタリング
- ② 利用者の体調と嗜好に応じた食事の提供について調理員との連携
- ③ 看護職員・介護職員等からの情報の収集
- ④ 看取りカンファレンスの参加

況・浮腫等の身体状況に最も影響を与える全身の変化を常に確認すると共に、状況に応じた適切な食事提供や嗜好も取り入れた食事の提供に努める。

### ③ 身体清潔保持

保清を十分に行ない、合併症・感染症予防に努める。口腔内の清拭・洗浄・身体の皮膚の清潔は利用者の状況に応じてエネルギーの消耗を最小にするよう心掛け、可能な限りの入浴の提供を行なう。入浴できない場合は全身清拭を行なう。

### ④ 衣生活の援助

衣類の選択は、清潔で肌に優しいもので、着脱しやすいものを選ぶ。衣類交換は体動をできる限り少なくして手早く行なう。

### ⑤ 排泄の援助

排泄物の観察と、排泄介助時はプライバシーを保持し、陰部の清潔は特に丁寧に、感染防止に留意しながら、負担をかけない操作で行なう。

## (家族等への支援)

### 第 12 条

1. 変化していく利用者の身体状況やケアの内容については、定期的に医師からの説明の場を設ける。またケアについては、その都度丁寧に説明し、家族意向に沿った適切な対応に努める。
2. できる限り最期のひと息まで家族等の身近な人が看取ることができるように、いつでも宿泊ができるよう体制を整える。
3. 連絡先の確認、特に保証人への連絡方法については再確認をしておく。
4. 家族等の精神的援助を継続的に行ない、相談等にも応じながら適宜助言ならびに支援を行なう。

## (死亡時のアフターケア)

### 第 13 条

1. 医師による死亡宣告後、家族等身内の人々との静かな別れの場をつくる。
2. 死者の霊を尊重し、それぞれの家のしきたりに合った方法で別れの場を提供する。
3. 家族等の了解を得て、エンゼルケアを行なう。
4. 当日勤務職員全員で別れの儀式を行なう。
5. 葬儀のために準備すべき諸書類や手続き等、その方法についての助言を行ない、必要に応じて具体的な支援を行なう。

## (死亡退所後のケア)

### 第 14 条

後日の慰留金品引き渡しや退所手続き時には、遺族に対して追悼の意を込めて対応し、改めて故人の冥福を祈る。

(看取りケアに関する職員教育)

#### 第 15 条

当施設における看取りケアの理念と目的を明らかにし、職員の死生観の育成とケアの方法を理解し、それぞれが専門性を身につけることを目的に、以下の教育を計画的に行なう。

- ① 看取りケア方針の理解
- ② 死生観・生死観の育成
- ③ 当施設における看取りケアの考え方
- ④ 看取り期における基本的ケアの知識と技術
- ⑤ 看取りケアとトータルケア
- ⑥ 夜間急変時の対応
- ⑦ 危篤時のケア
- ⑧ 看取りケア実施時のチームアプローチについて
- ⑨ アフターケア（エンゼルケア）の実際
- ⑩ 家族への援助技術

(緊急時対応マニュアル及び看取りケアマニュアルの活用)

#### 第 16 条

1. 本指針をもとに、「緊急時対応マニュアル及び看取りケアマニュアル」を策定し、利用者の人生終焉の場としてふさわしい看取りケア実施のために有効に活用する。
2. ケア実践の上で、見直しが必要と判断した場合は、速やかに見直しと周知徹底を図る。

(附 則)

本指針は、平成 26 年 8 月 1 日より施行する。

本指針は、平成 27 年 1 月 31 日に見直し、継続する。

本指針は、平成 27 年 11 月 1 日に見直し、継続する。

本指針は、平成 28 年 1 月 4 日に見直し、継続する。

本指針は、平成 29 年 7 月 31 日に見直し、継続する。

本指針は、平成 30 年 8 月 31 日に見直し、継続する。

本指針は、平成 30 年 10 月 31 日に見直し、継続する。

本指針は、平成 31 年 4 月 1 日に見直し、継続する。

本指針は、令和元年 6 月 12 日に見直し、継続する。

本指針は、令和 2 年 6 月 30 日に見直し、継続する。

本指針は、令和 2 年 10 月 1 日に見直し、継続する。

本指針は、令和 3 年 3 月 15 日に見直し、継続する。

本指針は、令和 6 年 11 月 1 日に見直し、継続する。

令和            年            月            日

特別養護老人ホーム玉野山田荘の入所のあたり、「看取りに関する指針」について説明しました。

(事業所) 住所 玉野市山田 3275番地

名称 特別養護老人ホーム 玉野山田荘 印

( 說明者 )      職種

氏名

私は、「看取りに関する指針」について説明を受け、以下の内容について同意します。

1. 当施設の「看取りに関する指針」に沿った看取り介護の取り組みに同意します。
2. 利用者が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断された時、各指針に基づく手続き等によってターミナルケアを行うことに【 同意 ・ 不同意 】します。

(利用者) 住所

氏名

(署名代行人) 住所

氏名

(身元引受人) 住所

氏名

(後見人等) 住所

氏名